

令和3年度 第3回 公共事業等審査会 議事録

日 時 : 令和3年11月25日(木) 14:00~15:35

場 所 : 神戸市立生田文化会館 2階大ホール

《補足説明》

県より土地収用法に基づく一般的な土地収用の手続きについて説明

○会長

ありがとうございました。どなたか御質問はございますでしょうか。

○委員

事業認定庁との事前協議は、任意交渉が難しくなったときからするのですか。それとも、まだ任意交渉を行っている段階から並行して進めるのですか。

○県

任意交渉で用地の契約がある程度進んだ段階で、数件程度どうしても難しい方がおられた場合、並行して事業認定庁との協議を始めているような状況でございます。

○委員

ありがとうございます。では、任意交渉の開始から1年ぐらい経過したときから事業認定庁との事前協議を開始するということですか。

○県

任意交渉に3、4年かけまして、それ以降に、任意交渉では難しい方と協議をさせていただくと並行して事業認定庁との事前協議を進めていくという状況でございます。

○会長

任意交渉は、「12か月～」でなくて3年かかっているということですか。

○県

3年、4年かかります。

○会長

委員はどういうところに問題があるとお考えですか。

○委員

用地交渉が一巡するのは3、4年もかからないと思っていまして、事業認定庁との事前協議を4年目から行うのでは少し遅いと思います。

○会長

もう少し時間軸を短くできないかという御指摘ですか。

○県

我々もまず任意で交渉をしたいという思いがあります。1件、2件、3件、4件契約が出てくると、次々に「私も契約に応じる。」というようなケースも結構ございます。併せて、全ての対象事業について事前協議をやりますとなかなか手戻りも出てまいりますので、ある程度見極めさせていただいて、難しいものについて事業認定の手続に移っているというのが今の実情でございます。

○会長

ありがとうございます。

委員は、遅延を来している根幹にこの土地収用があるのではないかという視点から、この土地収用をできるだけ円滑に進めるべきとの御意見であったと思います。

しかしながら、土地というのはそれぞれの方々の権利もございますし、その権利を保護するという立場からも慎重を来すというところで、県としてはそのために年数を要しているという御説明であったと理解します。

《報告事項》

(1) 完了予定年度を過ぎる事業等

- ・ 県より完了予定年度を過ぎる事業等の報告の趣旨について説明

○会長

ありがとうございます。最後にコメントされましたけど、資料の簡略化という視点で委員はおっしゃったのではなくて、事務局側の負担をできるだけ軽減して、それでもよりよい討議ができるように御検討いただきたいということだったと思いますので、その辺の御理解をお願いいたします。

- ・ 道路事業 一般県道豊岡インター線・主要地方道但馬空港線

○会長

ありがとうございました。何か御質問はございますでしょうか。

○委員

白色凝灰岩層があって、昨年6月の雨で想定に反して地滑りが起きたということであれば事業費の見直しはやむを得ないと思うのですが、この沿線でほかに地滑りが起きそう

な危険なところはないのでしょうか。

○県

県が施工している部分については、この地点だけでございます。ただ、国土交通省が施工している北近畿豊岡自動車道でも同じような白色凝灰岩が出て地滑り対策が必要になったと聞いております。

○委員

解りました。ありがとうございます。

・街路事業 都市計画道路朝霧二見線〔江井島〕

○会長

ありがとうございました。この件につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

○委員

全体スケジュールを拝見すると、当初用地補償に5年を要する予定だったところ、今見直されている内容ですと12年ですかね。最初の見積もりと実際のスケジュールがこれほど大きく食い違うのは、最初の見積もりがどうだったんだろうと思わざるを得ないところもあるのですが、その見通しがこんなに大きく変わることは間々あることなのでしょうか。

○県

当初は、これぐらいの期間で用地補償を完了させるという意気込みで事業に着手したというところです。

○委員

解りました。計画を立てる段階で、例えば年間これぐらい契約が成立するというような過去の経験的な実績から1年当たり何件という見通しがあって5年という計画をお立てになったと推察するんですけれども、それが大きく外れたと理解してよろしいのでしょうか。

○県

そうですね。交渉していく中で用地担当者一人につき年間7件ぐらいの契約だということがこの地区で判ってきたということがございます。地区によって契約の件数が多い、少ないというのは、先ほど委員がおっしゃったとおりなんですけれども、そこを十分見切っていなかったというところがございます。

○委員

解りました。最後に、こうした経験が今後似たような計画を立てるときに予測の精度を上げる上で役に立ち得るのでしょうか。それとも、やはりやってみないと分からないとい

う類のものなのか。その辺、御教示いただければと思います。

○県

地方部、都市部という違い、十分我々も分かった上で計画を立てる必要があると考えております。ですが、今回のこういう臨海部の都市部でどれぐらい契約できるのかなというのは一つ大きなデータとして持ちましたので、今後参考にして期間設定をしてみたいと思っております。

○委員

解りました。

○会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○委員

新名神でしたか、なかなか地図が混乱していたりして大変だった。法務局長に協力をお願いに行ったりして事業は終わったわけですが、地籍調査が進んでいないとか、地図が混乱していて、まずそこからだと。国の一つのインフラとして、手間暇かかっても地図の混乱を訂正していく。お金をかけてきちっと地籍調査をするというような、そういう取り組みをされることがぜひとも必要だと思うわけです。

先ほど、土地収用の話があったわけですけど、地図が混乱していたら収用のしようもないので、その辺のところの国会に対する働きかけとか、取り組みを全国知事会などで声をさらに大きくしてやっていかないと、努力する前に時間がかかってしまうと思います。一つの意見として申し上げたいと思います。

○会長

ありがとうございました。計画として12年かけるというのはいかかなものかという気がどうしてもします。

今、委員からも御指摘があったように、原因が地図に混乱があるとか、前提情報が誠に寂しいものがあるって、地権者にたどり着かないということもあるのかとお伺いしました。その辺の整備というのが根底に横たわっている問題なんだということでしたら、掘り起こしていただいて、審査会で御報告をいただければ、この審査会から意見をすることもできます。そのためには、そういう課題を抽出していただき、示していただくということが大事だと思いますので、お願いいたします。

土地収用について時間がかかるということで、地権者の権利をしっかりと保護しながらそれをやっていくというシステムであろうと思いますけども、全体スケジュールを見ると

やっぱりどこかに根幹的な問題があるんだろうと思われまますので、今ここで御回答というわけではなくて、掘り起こしと改善をしていかないといけないことだと思います。

○委員

私も同じ意見です。地図混乱の問題や、地権者が特定できないなどの要因があるかと思うので、そういうのを分析してもらえれば、遅くとも7年ぐらいで目途が立つようなことになるのかなとは思っています。

○会長

ありがとうございます。

○委員

早くやるのはぜひとも早くやるべきだと思いますけど、もし自分が収用を受ける立場だとすると納得のいくまで話を聞かせてくれとなる。公共事業はやっぱり住民の方に喜んでもらう、あるいは賛成して一緒に進めていっていただくというようなことが基本だと思います。

一通り説明を尽くし、トータルで3年ぐらいかかるからもう収用に移行するというのは、いかがなものかと思うわけです。その辺の兼ね合いで、県もなかなか苦勞しておられると思うので、決して拙速というか、説明が腹に入っていないというような状況で急ぎ過ぎるのはいかがなものかなと。一人の意見として申し上げたいと思います。

○県

公共事業を実施する立場として、大切な財産を御提供いただくということですから丁寧な説明を尽くすということは我々の使命だと思っております。先ほど、委員がおっしゃったように、やはり誠心誠意対応していくということが必要だと思っておりますし、そうやってきています。

ただ、やはり交渉する上でどうしても行き詰まってこれ以上どうしようもないという段階になれば、そこで初めて土地収用という段階に入るのかなと考えております。

そういう考えを持ちながら任意交渉を進めていっているということを御説明させていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。非常に真つ当な御意見であったと思うんですけども、このスケジュール表を拝見すると、倍半分、スケジュールと実際とが違っているのはやっぱり説明力を全くもってない。そこを指摘させていただいています。

その背景として、説明に入る前の環境整備、情報が整っていない。誰が地権者かも判らな

い。地図もはっきりしてないと。こういう問題があるんだったらその問題をしっかりと把握して、解決を図っていくようなプロセスに乗せないといけないんじゃないですかと申し上げています。

・街路事業 都市計画道路尼崎伊丹線〔阪神尼崎北〕

○会長

ありがとうございます。事業完成予定が令和6年度から令和12年度になる一番大きな要因というのは、既設構造物の撤去に時間がかかるということですか。それとも、用地補償が想定されていたより長引いているということですか。

○県

用地補償よりも鉄道工事が主な要因です。既設構造物の撤去もございますが、鉄道を運行しながらの工事ということで夜間の限られた時間での工事になります。それは、前提として我々も判っていました。鉄道会社の土木工事の担当者とよく調整していたんですけども、事業化後に運行面や管理面の担当者と、何時から何時までどんな工法であるのか、電気はいつ止めたらいいいんだとかというような詳細な調整をする中で、我々が想定していた作業時間よりも十分確保できないことも判ってきたということが非常に大きかったのかなど。それによる工法の変更や増工が非常に工期的にも大きい要因だったと考えております。

○会長

それは軌道内の作業可能日数の減少が一番の原因であったという御指摘ですね。

○県

はい。

○会長

軌道内で作業ができないから工法も変更せざるを得なかったのでしょうか。

○県

そうです。それが一番大きくて、鉄道会社の保守工事や日常の維持管理を並行しながらということで、工事の期間をとれなかったというところも一つ大きな要因だったと思います。

○会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○委員

先ほどの用地補償のところでは借地人、借家人の方がたくさんいらっしゃったということですが、地主の方以外に借地人、借家人の方とも直接交渉されるのですか。

○県

それぞれ権利者、借地の方、テナントの方、借家人の方とも直接我々が交渉をして、契約まで責任を持ってやっております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

このスケジュールによると、鉄道側の工事と県側の工事が2年重なっているのので、通行止めとなる期間が2年になるのかなと思ったのですが。

○県

今の道路に車を通しながら新たな橋を架ける工事になりますが、最後は4車線化するので両方の道路を舗装する必要も出てまいりますし、細かいことを言いますと、鉄道の工事の関係で県道を仮設の工事とかで1車線を潰して、その間先行して穴をあけたところに車を通すとか、そういう鉄道側と県道側との調整の中で工事は進めてまいります。

ただ、県としては、最後の2年間で道路改築をする。鉄道はずっと穴をあけて橋を架けたりして、それは最後まで鉄道の橋梁の部分、その工事は最後まで続いてまいります。

○委員

ありがとうございます

・市街地再開発事業 北鈴蘭台駅前地区

○会長

ありがとうございます。何かコメント、意見はございますでしょうか。

○委員

県が事業主体でやる事業ではありませんとの説明が何回かあったわけですが、9億円事業費が増えたから本日報告されたわけですか。

○県

完了年度を過ぎる案件として、令和3年度に終わる予定が令和4年度になるので報告させていただいたということです。

○委員

民間がいろいろ再開発ビルを建てられる際に、その事業費と比べ、補助対象事業費さらに県の負担分の費用では、それほど大きくないので9億円程度の事業費増はあまり気にしなくていいのではないかと思います。ありがとうございました。

○会長

ほかにごありますか。

○委員

都市計画決定を条例の見直し時期に合わせたために工程が遅れるのは何故ですか。

○県

市街地再開発事業の都市計画決定では市街地再開発事業を行うという決定と、もう一つ、市街地再開発事業を行う区域を含めた地区の地区計画を定める必要がございます。

地区計画に法的な拘束力を持たせるためには、市が当地区を既存の条例に追加する必要がありますが、地区を追加する作業とその条例自体を見直しする作業がちょうど重なり、4カ月遅れることになりました。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいでしょうか。以上で、本日の報告は終わらせていただくということです。本日、土地収用に関わる前段階の環境整備で問題になっているところは洗い出して、それをできるだけ修正するというのと、当初の計画と実際の計画が倍半分というのはいかがなものかと指摘させていただきました。

○県

それでは、事務局より御連絡いたします。

次回第4回審査会は、12月14日火曜日、午後2時から本日と同じ会場で、次回は新規事業等の審査を予定しております。資料につきましてはあらかじめ送付いたしますので、恐れ入りますがお目通しのほど、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

これをもちまして、第3回公共事業等審査会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上